

## WestlawJapan 法令あらまし

---

### 【法令名】

- 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

【掲載官報】	平成 22 年 12 月 10 日 号外 262 号 2 ページ
【法令番号】	平成 22 年 12 月 10 日 法律第 69 号
【管轄省庁】	国会
【施行期日】	公布の日の属する月の翌月の初日〔平成 22 年 12 月 3 日〕（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行
【法令のあらまし】	議長、副議長及び議員は、議長、副議長及び議員となった日からその身分を失った日まで歳費を受ける。 ただし、死亡又は衆議院の解散の場合には、その当月分までの歳費を受ける。（第2条～第4条の2関係）
【改正される法令】	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和 22 年法律第 80 号）